

令和7年度

高砂市自転車等駐車対策協議会

日 時 : 令和8年1月22日（木）午前10時00分～

場 所 : 高砂市役所分庁舎1階大会議室2

会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 放置自転車等対策の状況について

(2) 自転車活用推進計画に基づく自転車専用通行帯の整備状況について

① 県道明石高砂線の整備状況

② 荒井192号線の整備状況

(3) 高砂市の自転車駐車場の状況について

4 その他

(1) 参考資料

① 高砂市自転車等駐車対策協議会条例

② 高砂市自転車の放置の防止に関する条例

③ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律<抜粋>

5 閉会

高砂市自転車等駐車対策協議会委員名簿

No.	役職	団 体 名	氏 名
1	会長	高砂市連合自治会	松 本 克 英
2	副会長	高砂市商店連合会	沖 成 一
3		兵庫大学健康科学部	大 平 曜 子
4		自転車利用者代表	名 嶋 美 幸
5		兵庫県立高砂南高等学校	岸 部 健 司
6		兵庫県高砂警察署	廣 瀬 久 恭
7		兵庫県東播磨県民局 加古川土木事務所	吉 村 達 郎
8		西日本旅客鉄道（株） 加古川駅	江 藤 友 広
9		山陽電気鉄道（株） 鉄道事業本部運輸営業部	木 川 修 二

高砂市自転車等駐車対策協議会事務局名簿

No.	役職名	氏名
1	都市創造部長	井上陽介
2	都市創造部土木建設室長	坂東晋
3	都市創造部土木建設室土木総務課長	福田浩
4	都市創造部土木建設室土木総務課 交通安全対策担当係長	前野繁
5	都市創造部土木建設室土木総務課 土木総務係	阪田裕美
6	都市創造部土木建設室道路公園課長	徳永晋庸
7	都市創造部土木建設室道路公園課主幹	山下雄一

議題

(1) 放置自転車等対策の状況

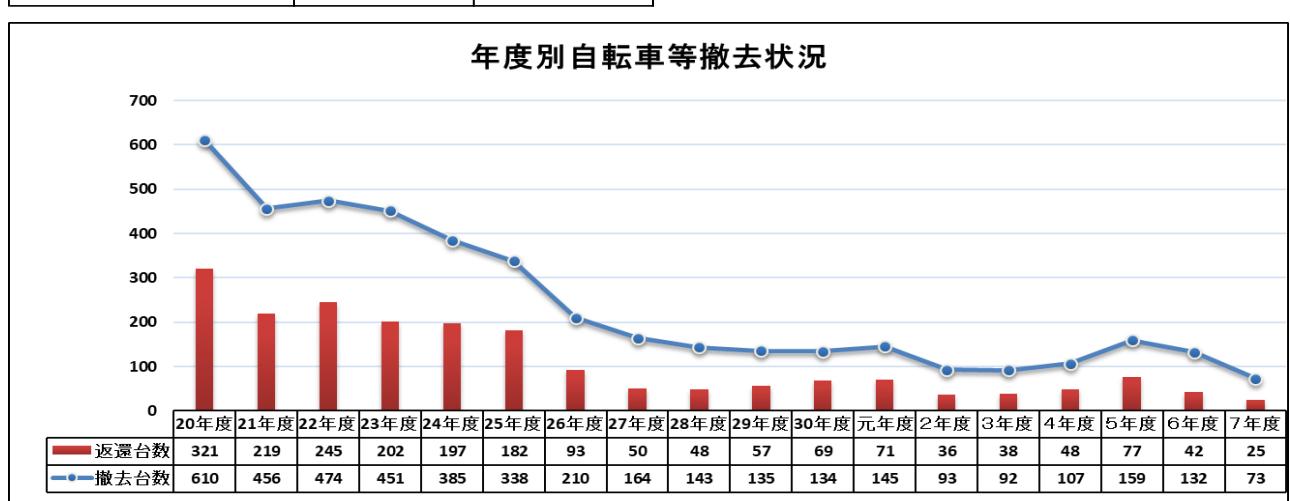
年度別自転車等撤去状況		
年度	撤去台数	返還台数
20年度	610	321
21年度	456	219
22年度	474	245
23年度	451	202
24年度	385	197
25年度	338	182
26年度	210	93
27年度	164	50
28年度	143	48
29年度	135	57
30年度	134	69
元年度	145	71
2年度	93	36
3年度	92	38
4年度	107	48
5年度	159	77
6年度	132	42
7年度（11月末）	73	25



J R 宝殿駅北側の放置自転車



J R 曾根駅北側の放置自転車



○平成8年度の条例施行当初は、撤去自転車等が2,549台であった。

○令和6年度の撤去台数は132台で、令和5年度の159台から約17%減少した。

○令和7年度については、放置自転車等の撤去台数、返還台数ともに減少傾向にある。

※撤去台数 73台 返還台数 25台（令和7年11月末現在）※自転車25台 原付0台

○令和7年7月1日から自転車等保管手数料が変更（自転車2,000円 原付4,000円）

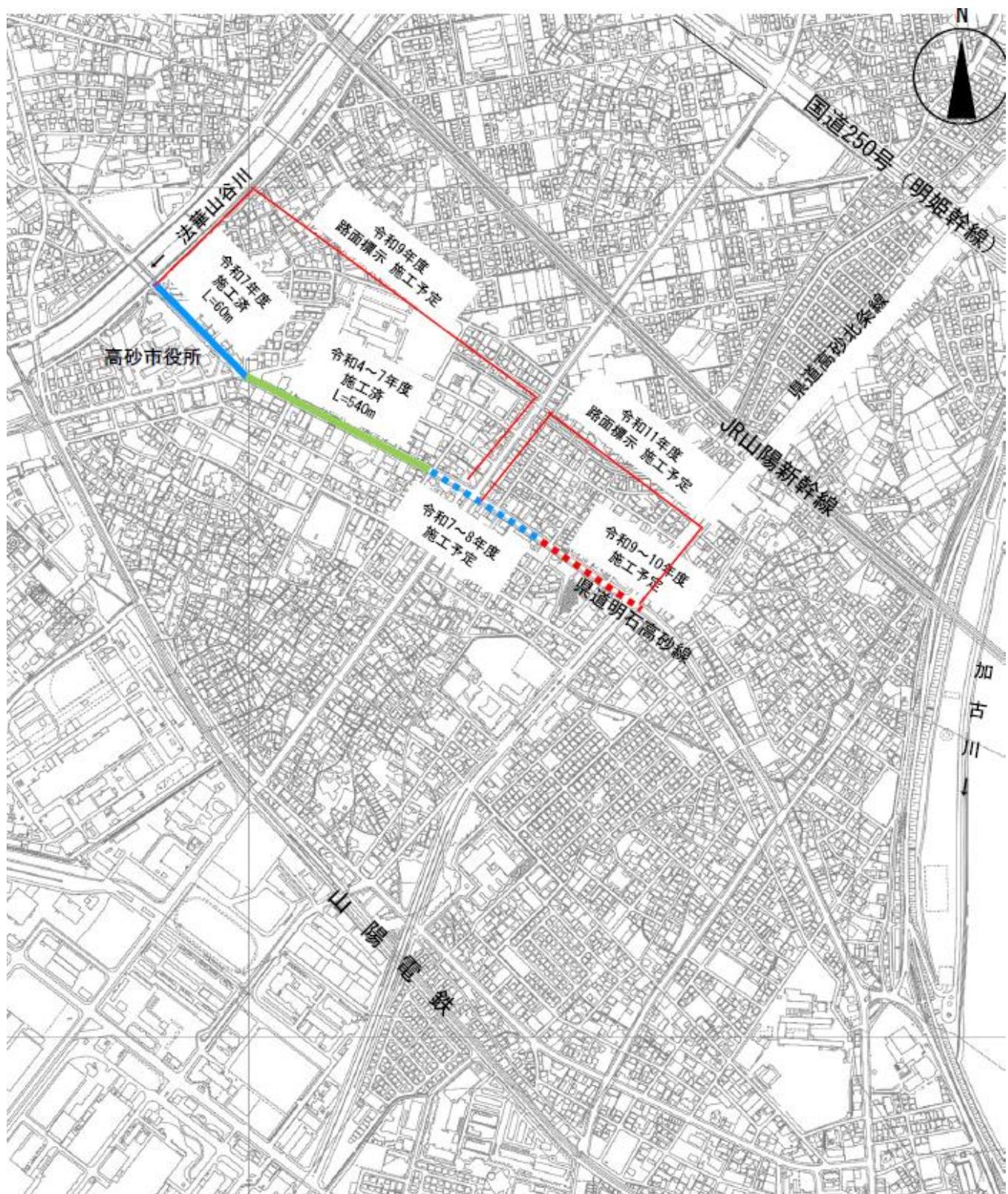
○自転車等保管手数料変更後に苦情やトラブル等はない。

区分	① 広報(指導)	② 警 告	③ 撤 去	④ 告 示	⑤ 保 管	⑥ 返 還
業務実施状況	市内 6 駅 J R 2 駅 山電 4 駅	同左	同左	撤去した自転車の台数等を告示	保管場所 1 箇所 (伊保陸橋下) 保管手数料 原付 4,000 円 自転車 2,000 円 <u>(R7.7.1~)</u>	同左
	10 時~ 12 時	同左	13 時			<u>返還日</u> (祝日等除く) 日・月・火・ 木・金 14:30~ 16:00 ※返還時間
	32 回/年	同左	同左	1 ヶ月ごとに告示	告示日から 6 ヶ月間	
業務内容	○テープによる広報 区域内の放置自転車の速やかな移動	○放置自転車に警告書を貼る。 ○駐輪自転車の整理	○テープによる広報 ○警告を貼る ○撤去時チェックカード記入 ○撤去 ○駐輪場内自転車の整理	○1 ヶ月単位で告示 場所 撤去日 台数 返還場所 保管期間 返還事務の日 返還費用と手続 引き取り手のない自転車の措置	○告示日から 6 ヶ月間保管 保管台帳作成 所有者照会 返還通知	○返還に係る書類の作成 ○保管手数料の徴収
			R 3 年度 92 台 R 4 年度 107 台 R 5 年度 159 台 R 6 年度 132 台 R 7 年度 73 台 (R7 年 11 月末)			R 3 年度 38 台 R 4 年度 48 台 R 5 年度 77 台 R 6 年度 42 台 R 7 年度 25 台 (R7 年 11 月末)

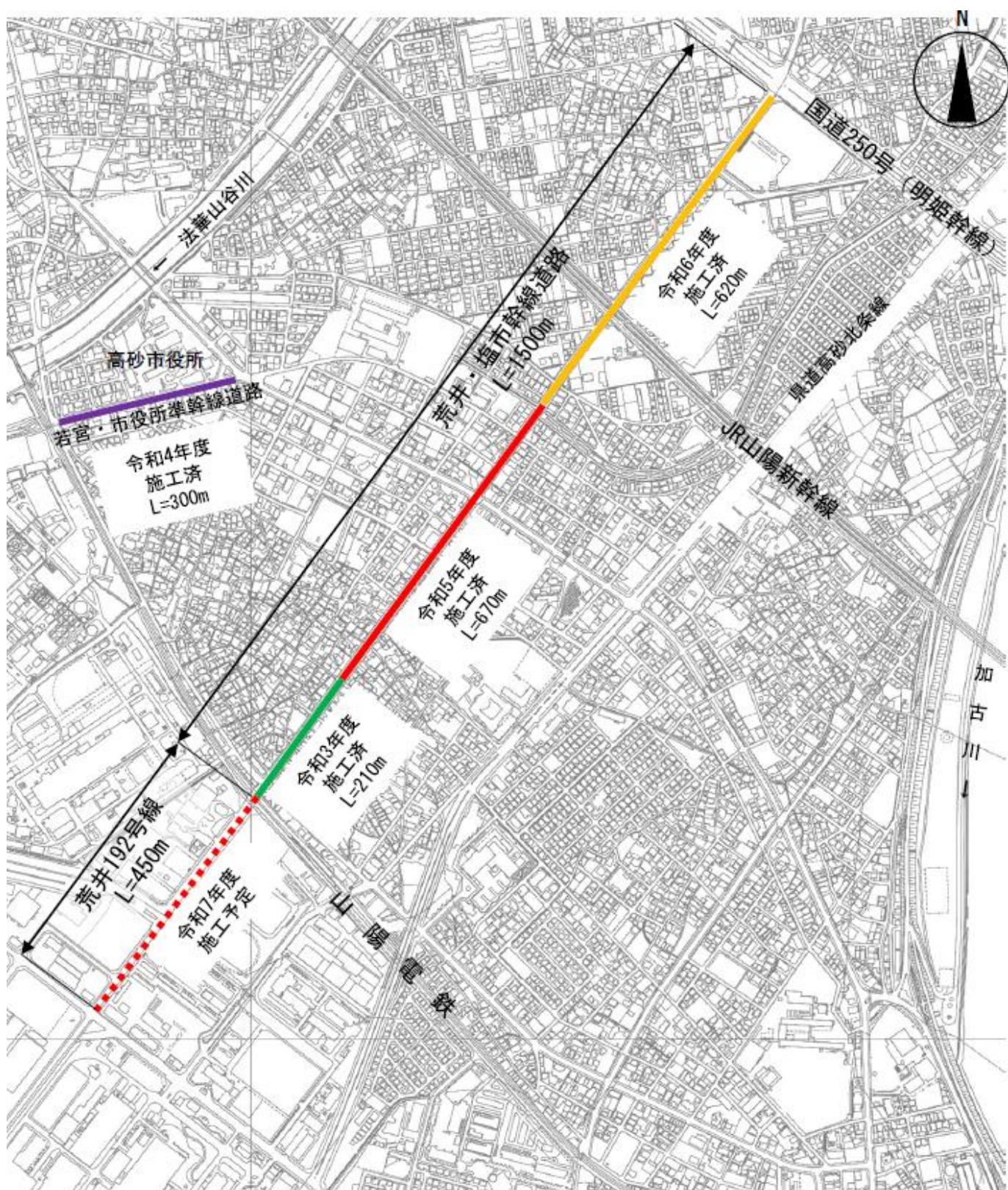
高砂市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 8 年施行）

(2) 自転車活用推進計画に基づく自転車専用通行帯の整備状況について

①県道718号明石高砂線の整備状況



②荒井192号線の整備状況（令和7年度整備延長 L 450m）



(3) 高砂市自転車駐車場の状況について



○高砂市自転車等駐車対策協議会条例

平成7年4月1日条例第4号

高砂市自転車等駐車対策協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、高砂市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、法第7条に規定する総合計画その他自転車等の駐車対策に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、市長が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表交通災害共済審査委員会の項の次に次のように加える。

○高砂市自転車等の放置の防止に関する条例

平成8年7月1日高砂市条例第9号

改正

令和7年3月31日高砂市条例第8号

高砂市自転車等の放置の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、市民の生活環境の保全と都市機能の維持を図り、もって市民生活の安全を保持し、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公共の場所 道路、公園、広場、緑地、河川その他公共の用に供する場所で自転車等駐車場以外の場所をいう。

(2) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。

(3) 放置 公共の場所において、自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が当該自転車等を離れて、直ちにこれを移動することができない状態をいう。

(4) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、自転車等の放置の防止について必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車等の放置の防止に関する意識の向上に努め、この条例の目的を達成するため、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(自転車等の利用者等の責務)

第5条 自転車等の利用者等は、公共の場所に自転車等を放置しないように努めなければならない。
(自転車等放置禁止区域の指定)

第6条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要のある公共の場所を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定

することができる。

- 2 市長は、前項の規定により放置禁止区域の指定をするときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 市長は、放置禁止区域及びその周辺の状況の変化に応じ、当該放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の規定により放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第7条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内において自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内の自転車等の放置に対する措置)

第8条 市長は、前条の規定に違反して、自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他の適切な場所に移動することを命ずることができる。

2 市長は、前項の命令に従わないとき、又は付近に利用者等がいないと認められるときは、放置されている自転車等を移動し、保管することができる。

3 市長は、緊急やむを得ないと認めるときは、第1項の規定による命令を行わずに、前項の措置を講ずることができる。

(放置禁止区域外の自転車等の放置に対する措置)

第9条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所においても、市民の良好な生活環境を確保する必要があると認められるときは、自転車等の利用者等に対し、当該場所に自転車等を放置しないよう指導及び警告を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による指導及び警告を行ったにもかかわらず、当該場所において規則で定める期間移動されることなく放置されている自転車等については、当該自転車等を移動し、保管することができる。

(保管した自転車等の措置)

第10条 市長は、第8条第2項及び第3項並びに前条第2項の規定により自転車等を移動し、保管したときは、規則で定めるところによりその旨を告示するとともに、当該自転車等の利用者等に当該自転車等を返還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市長は、前項の措置を講じた後、利用者等が確認できない自転車等及び利用者等が引き取らない自転車等については、同項の告示の日から起算して6月を経過した後、処分することができる。

(費用の徴収)

第11条 市長は、第8条第2項及び第3項並びに第9条第2項の規定により自転車等を移動し、保管したときは、それに要した費用として次の各号に掲げる当該自転車等の区分に応じ、当該各号に定める額を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。

(1) 原動機付自転車 1台につき4,000円

(2) 自転車 1台につき2,000円

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年12月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日高砂市条例第8号)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

2 この条例による改正後の高砂市自転車等の放置の防止に関する条例第11条の規定は、この条例の施行の日以後に移動し、保管した高砂市自転車等の放置の防止に関する条例第2条第2号に規定する自転車等（以下「自転車等」という。）に係る費用の徴収について適用し、同日前に移動し、保管した自転車等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進

に関する法律 <抜粋>

昭和55年11月25日

法律第87号

(目的)

第1条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に關し必要な措置を定め、もって自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(総合計画)

第7条 市町村は、第5条第1項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合計画の対象とする区域
- (2) 総合計画の目標及び期間
- (3) 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要
- (4) 第5条第2項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置
- (5) 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針
- (6) 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
- (7) 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

(自転車等駐車対策協議会)

第8条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者の中から、市町村長が指定する者で組織する。

前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、市町村の条例で定める。